

熊本市環境影響評価条例施行規則に規定する書類の様式等を定める要綱

制定 令和7年9月30日 環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市環境影響評価条例施行規則（令和7年規則第17号。以下「規則」という。）第88条第2項の規定に基づき、規則に規定する書類に記載すべき事項及びその様式を定めるものとする。

(記載すべき事項)

第2条 規則に規定する書類に記載すべき事項は、次条に規定する様式に記載された事項とする。

(様式)

第3条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

規則の条項	書類の名称	様式
第12条	対象事業判定申請書	様式第1号
第64条	工事着手等届出書	様式第2号
第69条	申出事業に係る申出書	様式第3号
第70条第1項	申出事業に係る手続の中止申出書	様式第4号
第88条第1項	配慮書送付書	様式第5号
	方法書送付書	様式第6号
	方法書意見概要送付書	様式第7号
	準備書送付書	様式第8号
	準備書意見概要等送付書	様式第9号
	評価書送付書	様式第10号
	事後調査報告書送付書	様式第11号

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。